

## ASFの侵入防止に向けた水際検疫等の強化について

関係省庁申合せ

令和7年6月26日

ASF（アフリカ豚熱）は、我が国では未発生豚の家畜伝染病であり、ひとたび発生すれば、我が国の養豚業のみならず、交通規制やイベントの自粛等により、発生地域の経済にも甚大な影響をもたらすものとして、外国からの侵入を警戒している。

我が国では、平成31年4月に、空港での動物検疫において、中国から持ち込まれた豚肉製品から、ASFウイルスが分離され、実際に感染力を持つウイルスが我が国の水際まで到達していることが明らかになったことを受け、関係省庁の協力の下、水際での対応を徹底して行ってきた。

その結果、これまでのところ、国内でのASFの発生はない状態である。

しかしながら、台湾、日本を除くアジア全域で発生が継続しており、令和5年12月以降、日本への直行便が就航する韓国釜山広域市の海港付近においても、野生イノシシでの感染が確認されている。

また、コロナ禍を経て、訪日外国人の数は令和6年に過去最高を記録したほか、在留外国人の数も増加している中で、違法に持ち込まれる畜産物の摘発事例も急増し、その態様も組織的・反復的なもの、より悪質なものが増えている。

こうした中で、昨年11月には、国内の外国食材店で輸入が認められていない畜産物が販売されている事例が確認され、当該畜産物からはASFウイルス遺伝子が検出されたところであり、より実効性の高い対応が求められている。

こうした状況を受け、農林水産省では、本年3月から有識者による水際検疫の強化に向けた検討会を実施し、動物検疫等における必要な取組が議論されたところである。

この検討会の提言が今月4日に取りまとめられたことも踏まえ、政府一体となってASFの侵入防止に向けた一段の対応強化を図るため、以下の事項について申合せを行う。

### 1. 水際での摘発強化

組織的・反復的な持込みの存在も想定し、関係省庁の連携の下、以下の取組を通じ、徹底して、水際でASFの侵入を阻止する。

- (1) 家畜伝染病予防法の改正により、外国食材店等において立入検査をし、違反畜産物が確認された場合に廃棄することができる権限を家畜防疫官に付与

し、水際検疫の延長としての、国内流通への対応を強化（農林水産省）。

- (2) 入国手続における農林水産省、入管及び税関の連携の下、畜産物を違法に持ち込んだ者及び違反事例のデータベースや事前旅客情報等を関係省庁で積極的に活用し、反復して違反品を持ち込む者の携帯品に対する検査を確実に実施。

また、悪意を持って繰り返す等悪質性が認められる事案に対しては、警察とも連携しつつ対応を厳格化（農林水産省、警察庁、出入国在留管理庁、財務省）。

- (3) 検疫探知犬のより機動的な運用を可能とする体制を整備するための検疫探知犬の計画的な育成・運用を進めるとともに、税関、航空会社、空港会社等との協力体制の下、ASFの発生国からの直行便等リスクの高い便に対し、より徹底した動物検疫を推進（農林水産省、財務省、国土交通省）。

- (4) 国際郵便物の検査をリスクに応じて強化する。AIを活用したX線画像解析技術の開発など、国際郵便物として我が国に到着する輸入検査対象品を効率的かつ効果的に発見するための技術の導入に向け、関係各省で連携して実証・検討を推進。

くわえて、旅客の携帯品に対する検査においても、先端技術の活用の可能性を、より積極的に検討するとともに、効率的な動物検疫の実施に向けたデジタルツールの更なる活用を検討。

さらに、違反郵便物の摘発件数が多い国に対して、違反品が郵送されることのないよう、動物検疫制度を広く周知・注意喚起するよう要請（農林水産省、総務省、外務省、財務省）。

- (5) 空海港における靴底消毒及び車両消毒を引き続き徹底するとともに、検疫専用廃棄ボックスの適切な設置を推進（農林水産省、財務省、国土交通省）。

## 2. 広報活動の強化

訪日外国人観光客、在留資格者、日本人等、広報の対象に応じて最も効果的な情報が、適切なタイミングと方法により届くよう、以下の取組を並行して進める。

- (1) 我が国の空港において、違法持込みの抑止や検疫専用廃棄ボックスに廃棄を促すための広報物を効果的かつ効率的に設置するとともに、ASF発生国等の空港においても広報ポスターの掲示の拡充、各航空会社における機内でのアナウンスや動画放映等の実施、クルーズ船やフェリーの船内における広報の実施（農林水産省、出入国在留管理庁、財務省、国土交通省）。

- (2) 在外公館や日本政府観光局を通じ、ウェブサイトやSNSを用いて、現地語での動画配信を含めて情報を発信するとともに、領事窓口等でのポスター掲示、リーフレット配布等を実施（農林水産省、外務省、国土交通省）。

- (3) 在留外国人やそのコミュニティ等に対し、違反畜産物の持込みや国内での販売等を行わないこと、違反した場合の罰則について、関係機関を通じて広く周知（農林水産省、総務省、出入国在留管理庁、外務省、文部科学省、厚生労働省）。
- (4) 入国者の携帯品（機内食や船内食を含む。）の中に輸入できない畜産物が確認された場合、罰則の対象となることについて、旅行会社、航空会社、海運事業者団体等を通じて、訪日外国人、日本人旅行者、乗員等への周知徹底（農林水産省、国土交通省）。
- (5) ASFウイルスの侵入防止が食料安全保障上極めて重要であること、畜産物の違法持込みには厳格な罰則があることなどに焦点を当てた理解醸成（農林水産省）。

### 3. 農場等におけるウイルス侵入防止策の強化

- (1) 農場における飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、野生動物侵入防止対策を推進（農林水産省）。
- (2) 「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」等を改訂し、野生イノシシでASF等の感染が確認された場合に、周辺の山林等における野生イノシシの捕獲等を迅速に行うための体制を地方自治体の協力を得て整備（農林水産省、環境省）。
- (3) 公園、キャンプ場等における肉製品などを含む畜産物の放置禁止等について、都道府県や関係団体への協力を依頼（農林水産省、国土交通省、環境省）。

### 4. フォローアップ

対策の実施状況について、必要に応じてフォローアップを行う。